

達 示 第 1 2 号

平成 2 1 年 6 月 1 日

大阪拘置所長 徳 久 彰

「死刑確定者処遇規程」の制定について

標記について、次のとおり定め、即日施行する。

おって、平成19年6月1日付け達示第16号「「死刑確定者処遇規程」の制定について」は廃止する。

死刑確定者処遇規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、死刑確定者（以下「確定者」という。）に対して、心情の安定を得られるようにすることに留意し、もって収容目的の達成に寄与することを目的とする。

(適用)

第2条 確定者の処遇については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）等の関係法令及び別に定めのある場合のほか、この規程の定めるところによる。

第2章 処遇

(収容)

第3条 確定者は、単独室に収容する。

(保安)

第4条 確定者の処遇に当たっては、この規程に特別の規定がある場合を除き、保安上、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 動静視察、捜検及び検身は、頻繁かつ綿密に行い、保安事故の防止に努めること。
- (2) 居室を開扉するときは、逃走、自殺、暴行の防止に必要な戒護職員を配置すること。
- (3) 居室外に連行するときは、原則として勤務命令を受けた当該確定者の処遇を受け持つ処遇区（以下「舎房区」という。）職員又は別途指示する職員

が当たり、事前に舎房区所属の統括矯正処遇官（以下「区長」という。）又は主任矯正処遇官の許可を得ること。

- (4) 夜間又は休日に、やむを得ず診察、調査等のため居室外に連行する場合は、事前に監督当直者又は副監督当直者の指示を得なければならない。ただし、急速を要し事前に監督当直者等の指示を得るいとまのないときは、上位の職員が指揮して3名以上の職員により開扉し、所要の措置を執ること。

（自己契約作業）

第5条 確定者が自己契約作業を希望する場合、特段の事由がない限り必要な援助を行うものとする。

- 2 作業の種類については、特に保安上支障のないものを選択しなければならない。

（教誨）

第6条 教誨は、原則として個人教誨とする。

- 2 教誨は、当所教誨師会に所属する教誨師（以下「当所教誨師」という。）又は所長において特に適当と認めた者が行うものとする。
- 3 教誨は、原則として、居室棟面接室において行い、指導部門（教育）の担当職員が立ち会うものとする。ただし、当所教誨師による教誨の場合には立会職員を付さないことができる。

なお、立会職員を付さない場合においては、職員を居室棟面接室付近に待機させる等、緊急事態に即応できる体制を執るものとする。

（篤志面接委員による面接指導）

第7条 篤志面接委員による面接指導は、個人指導とし、当所篤志面接委員協議会に所属する篤志面接委員が行うものとする。

- 2 面接指導は、原則として居室棟面接室において行い、指導部門（教育）の担当職員が立ち会うものとする。

（礼拝対象物の使用）

第8条 確定者の心情の安定に資すると認められ、保安上支障がない場合には、教誨時間中に限り当所が有する仏壇等の礼拝用具の使用を認めることができる。

（書籍・新聞）

第9条 確定者が閲覧を希望する自弁の書籍等については、これを閲覧することにより、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある場合を除

き、禁止しないものとする。

2 確定者には、備付けの日刊通常新聞紙を閲覧させるものとする。

(外部交通)

第10条 確定者には、以下に定める者との外部交通を許すものとする。

(1) 親族

(2) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため外部交通が必要な者

(3) 確定者の心情安定に資すると認められる者

2 確定者に対し、前項に掲げる者以外の者から面会の申出（信書の発受）があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会（信書の発受）をすることを必要とする事情があり、かつ、面会（信書の発受）により当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認めるときは、外部交通を許すことができる。

3 被収容者の死刑が確定した際は、別紙様式1ないし3に定める申告表により親族等の申告を行わせる。

4 処遇部長は、確定者の申告に基づいて、その都度、関係職員を招集し、個別に外部交通の必要性を審査し、所長決裁を経た上で、区長においてその審査結果を確定者に告知する。

5 審査するに当たっては、確定者に対して、外部交通の必要性を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

(面会)

第11条 確定者の面会は、首席矯正処遇官（処遇担当）（以下「処遇首席」という。）の指名する職員が立会し、面会の内容及び動静等で処遇上必要と思われる事項については、速やかに処遇首席及び区長に報告しなければならない。

2 面会は、原則として1日1回とする。

3 面会は、一般面会室で行うものとする。ただし、所長において必要と認めるときは、特に指定した場所で行うことができる。

4 面会表の決裁は、他の被収容者と区別した確定者面会専用ファイルに入れ、区長を経由して決裁を受けるものとする。

5 談話の内容が関係法令に抵触する場合はその行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止しなければならない。

6 面会を一時停止した場合において、面会を継続することが相当でないとき認めるときは、その面会を終わらせることができる。

(信書)

第 12 条 確定者の信書の検査は、処遇首席の指名する職員が実施し、処遇上必要と思われる事項については、速やかに処遇首席及び区長に報告しなければならない。

2 発信回数は1日2通までとし、1通の発信枚数は、原則として便せん7枚以内とする。

なお、受信の通数は制限しない。

3 信書の内容が関係法令に抵触する場合には、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。その他、検査、内容による差し止め等については法141条の規定に基づき処理するものとする。

4 書信表の決裁は、確定者書信専用ファイルに入れ、区長を経由して決裁を受けるものとする。

5 検査が終了した発信は、原則として、当日、投函する。

(確定者作成の文書図画)

第 13 条 確定者作成の文書図画は、法140条に基づき、信書に準じて検査その他の措置を執るものとする。

(戸外運動)

第 14 条 確定者の戸外運動は単独で実施し、連行は処遇首席が指名した職員とする。

(入浴)

第 15 条 確定者の入浴は、単独で、20分以内で実施し、処遇首席が指名した職員が連行及び立会する。

(健康診断)

第 16 条 確定者には、原則として、3月に1回健康診断を実施するものとする。

(調髪)

第 17 条 確定者に対する調髪は居室棟理髪室で行うものとし、衛生上、その他特段の支障がない限り、本人の希望をしん酌した髪型とする。

2 調髪は、おおむね1月ごと(女子については、おおむね3月ごと。)に実施し、ひげそりについては、本人が申し出た場合、午後5時までに電気カミソリを貸与するものとする。

なお、女子については、申出により、1月に1回以上、顔そりを行うことを許す。

(洗濯)

第 18 条 確定者が自弁の衣類の洗濯を願い出たときは、不相当と認める場合を除き各居室棟又は経理工場で実施するものとする。

(余暇活動の援助)

第 19 条 確定者には、居室においてDVD及びテレビの視聴等を実施することができる。

(差入れ・宅下げ)

第 20 条 確定者に対する外部交通を許さない相手方からの現金及び郵券を除く差入れ（郵送、窓口）物については、原則として許されないものし、持参者又は送付者に対し、その引取りを求めるものとする。

なお、現金及び郵券の差入れについては、個別に許否を判断するものとする。

2 確定者の宅下げについても、前項に準じて取り扱うものとする。

(甘味品等の支給)

第 21 条 確定者には、誕生日やその他必要と認められたときに甘味品等を支給することができる。

(身分帳関係書類等)

第 22 条 確定者の視察表、面会表の関係書類の保管は、舎房区内の指定したロッカーに一括保管するものとする。

なお、書信表については、主任矯正処遇官（書信担当）又は処遇首席が指名した職員が、指定されたロッカーに保管するものとする。

